

山梨県公報

号外第五十九号

平成十六年

十二月二十四日

金 曜 日

目 次

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例……………三

山梨県立大学設置及び管理条例……………五

山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例……………六

上野原市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例……………七

山梨市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例……………八

地方自治法第八條第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例……………八

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例……………九

山梨県営病院事業の設置等に関する条例及び山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例……………一一

山梨県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例……………一一

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例……………一二

条例のあらまし

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(条例第四十五号)

(情報政策課)

1 県民の利便性の向上を図るため、県の機関に係る申請その他の手続等に関し、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な事項を次のとおり定めることとした。

(一) 電子情報処理組織による申請等

条例等に基づいて県の機関に対して行う申請等について、オンラインで行うことができるようにするための規定を定めることとした。

(二) 電子情報処理組織による処分通知等

条例等に基づいて県の機関が行う処分通知等について、オンラインで行うことができるようにするための規定を定めることとした。

(三) 電磁的記録による縦覧等

条例等に基づいて県の機関が行う縦覧等について、電磁的記録により行うことができるようにするための規定を定めることとした。

(四) 電磁的記録による作成等

条例等に基づいて県の機関が行う作成等について、電磁的記録の作成等に代えることができるようにするための規定を定めることとした。

(五) 情報通信の技術の利用の推進に当たつての手続等の簡素化等

手続等のオンライン化を推進するに当たつての、手続等の簡素化・合理化及びシステム等の安全性・信頼性に関する規定を定めることとした。

(六) 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表

2 その他必要な事項を定めることとした。

3 この条例は、平成十七年一月一日から施行することとした。

山梨県立大学設置及び管理条例(条例第四十六号)(私学文書課新県立大学設置準備室)

1 人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与するため、大学を設置することとした。

2 設置する県立大学について次の事項を定めることとした。

(一) 名称は山梨県立大学とし、位置は甲府市とすることとした。

(二) 設置する学部及び学科は、次のとおりとすることとした。

学 部	学 科
国際政策学部	総合政策学科 国際コミュニケーション学科
人間福祉学部	福祉コミュニケーション学科 人間形成学科
看護学部	看護学科

(三) 大学院を置き、大学院に看護学研究科を置くこととした。

(四) 修業年限その他の必要な事項を定めることとした。

3 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例(条例第四十七号)(私学文書課)

新県立大学設置準備室)

1 授業料の額を次のように定めることとした。

区 分	金 額
学部学生及び大学院学生	年額 五二〇、八〇〇円
研究生	年額 三四六、八〇〇円
科目等履修生及び特別聴講学生	一単位につき 一四、四〇〇円

2 入学料の額を次のように定めることとした。

区 分	金 額	
	県内在住者	その他の者
学部学生及び大学院学生	二八二、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円
研究生	八四、六〇〇円	一四一、〇〇〇円
科目等履修生	二八、二〇〇円	四七、〇〇〇円

3 入学検定料の額を次のように定めることとした。

区 分	金 額
学部学生	一七、〇〇〇円
大学院学生	三〇、〇〇〇円
研究生及び科目等履修生	九、八〇〇円

4 授業料、入学料及び入学検定料の徴収その他について必要な事項を定めることとした。

5 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、この条例中

入学料、入学検定料等に係る部分については、同年一月一日から施行することとした。
上野原市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第四十八号)(市町村課)

1 北都留郡上野原町及び南都留郡秋山村を廃し、その区域をもって上野原市を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備等を行うこととした。

- (一) 山梨県立学校設置条例
- (二) 山梨県行政機関等の設置に関する条例
- (三) 山梨県流域下水道の設置に関する条例
- (四) 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例
- (五) 山梨県屋外広告物条例
- (六) 山梨県の事務処理の特例に関する条例
- (七) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例

2 この条例は、平成十七年二月十三日から施行することとした。

山梨市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第四十九号)(市町村課)

1 山梨市、東山梨郡牧丘町及び同郡三富村を廃し、その区域をもって山梨市を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備等を行うこととした。

- (一) 山梨県公営企業の設置等に関する条例
- (二) 山梨県流域下水道の設置に関する条例
- (三) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例

2 この条例は、平成十七年三月二十二日から施行することとした。

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十号)(市町村課)

1 市町村の合併を促進するため、町となるべき普通地方公共団体の要件についての特例の期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十一号)(衛生薬務課)

1 第一条関係

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行前の準備行為として許可等の申請ができることとされる2の(一)から(五)までについて手数料を定めることとした。

2 第二条関係

次のように手数料を定めることとした。

- (一) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器（以下「医薬品等」という。）の製造販売業許可申請手数料として、第一種医薬品の製造販売業許可申請手数料にあっては一三七、二〇〇円とする等とした。
 - (二) 医薬品等の製造業許可申請手数料として、無菌医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造工程の全部又は一部を行う場合の製造業許可申請手数料にあっては八七、〇〇〇円とする等とした。
 - (三) 医薬品等（化粧品を除く。）の製造販売承認申請手数料として、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的とする医薬品（日本薬局方に収められている医薬品及び薬局製造販売医薬品を除く。）の製造販売承認申請手数料にあっては一九五、二〇〇円とする等とした。
 - (四) 医薬品等（化粧品を除き、輸出入を含む。）に係る適合性調査手数料として、無菌医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造工程の全部又は一部を行う場合の適合性調査手数料を四六、七〇〇円とする等とした。
 - (五) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料を二九、〇〇〇円とする等とした。
 - (六) その他必要な手数料を定めることとした。
- 3 この条例は、平成十七年一月一日から施行することとした。ただし、2については、同年四月一日から施行することとした。
- 山梨県営病院事業の設置等に関する条例及び山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（医務課）**
- 1 山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正
中央病院の病床数を次のとおり改正することとした。
一般病床 六百六十九床（改正前六百七床）
感染症病床 二床（改正前〇床）
 - 2 山梨県営病院諸収入条例の一部改正
旧病院建物に係る入院料の加算額を廃止することとした。

改正後	A室入院料	二一、〇〇〇円
	A室入院料二種	一一、八六〇円
改正前	A室入院料一種	一一、〇〇〇円
	A室入院料二種	一一、八六〇円

B室入院料	七、五六〇円	B室入院料	七、五六〇円
C室入院料	六、三〇〇円	C室入院料一種	六、三〇〇円
		C室入院料二種	五、〇四〇円
D室入院料	一、八九〇円	D室入院料一種	一、八九〇円
		D室入院料二種	一、四七〇円

- 3 この条例は、平成十七年三月十三日から施行することとした。ただし、2については、同月十四日から施行することとした。
- 山梨県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（衛生薬務課）**
- 1 業務用の車両について、ねずみ、昆虫等による洗濯物の汚染を防止する措置等の必要な衛生措置を定めることとした。
 - 2 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗の営業者が休止及び再開をする場合について、届出を義務付けることとした。
 - 3 その他規定の整備を行うこととした。
 - 4 この条例は、平成十七年一月一日から施行することとした。
- 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）（市町村課）**
- 1 長坂警察署及び笛吹警察署の位置について、それぞれ「北杜市」及び「笛吹市」に改めることとした。
 - 2 韮崎警察署、長坂警察署、笛吹警察署及び日下部警察署の管轄区域について、字の名称の変更等に伴う規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。
平成十六年十二月二十四日

山梨県条例第四十五号

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

山梨県知事 山本 栄彦

(目的)

第一条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。
- 二 県の機関 次に掲げるものをいう。
 - イ 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会若しくは公営企業の管理者又はこれらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたもの
- 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 六 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
- 七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- 八 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- 九 作成等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は

保存することをいう。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(情報通信の技術の利用の推進に当たつての手続等の簡素化等)

第七条 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たつては、当該手続等の簡素化又は合理化を図り、かつ、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第八条 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行われ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

(山梨県行政手続条例の一部改正)
2 山梨県行政手続条例(平成十七年山梨県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第三十三条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

山梨県立大学設置及び管理条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十六号

山梨県立大学設置及び管理条例

(設置)

第一条 人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与するため、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第一項の規定に基づき、大学を設置する。

(名称及び位置)

第二条 大学の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立大学

位置 甲府市

(学部及び学科)

第三条 山梨県立大学(以下「県立大学」という。)に置く学部及び学科は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科
国際政策学部	総合政策学科
	国際コミュニケーション学科
	福祉コミュニケーション学科

人間福祉学部	人間形成学科
看護学部	看護学科

(大学院及び研究科)

第四条 県立大学に大学院を置く。

2 大学院に看護学研究科を置く。

(修業年限)

第五条 学部の修業年限は四年とし、大学院の修業年限は二年とする。

(授業料等)

第六条 県立大学の授業料、入学料及び入学検定料に関しては、別に条例で定める。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、県立大学の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十七号

山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、山梨県立大学の授業料、入学料及び入学検定料について定めるものとする。

(授業料)

第二条 授業料の額は、次の表のとおりとする。

区分	金額	
	年額	単位につき
学部学生及び大学院学生	五二〇、八〇〇円	一四、四〇〇円
研究生	三四六、八〇〇円	一四、四〇〇円
科目等履修生及び特別聴講学生		一四、四〇〇円

2 学部学生、大学院学生及び研究生(第四項及び第五項において「学生等」という。)の授業料は、毎年度前期及び後期の二期に区分して徴収するものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の二分の一に相当する額とする。

3 前項の授業料は、前期にあつては四月、後期にあつては十月に徴収するものとする。

4 前期又は後期中途において復学又は転学(以下この項において「復学等」という。)をした学生等から前期又は後期において徴収する第一項の授業料の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

5 後期の徴収の時期前に退学する学生等から徴収する第一項の授業料の額は、授業料の年額の二分の一に相当する額とする。

6 科目等履修生及び特別聴講学生(以下この項において「履修生等」という。)(の授業料は、当該履修生等が履修しようとする授業の履修が認められた月に全額を徴収するものとする。

7 第一項及び前項の規定にかかわらず、他の大学又は短期大学との間において、授業料について相互に不徴収とする旨の特別聴講学生に関する協定が成立したときは、当該協定に基づく特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

(入学料)

第三条 入学料の額は、次の表のとおりとする。

区分	金額	
	入学の日	その他の者
学部学生及び大学院学生	二八二、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円
研究生	八四、六〇〇円	一四一、〇〇〇円
科目等履修生	二八、二〇〇円	四七、〇〇〇円

2 入学料は、入学を許可するときに徴収する。

(入学検定料)

第四条 入学検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	金 額
学部学生	一七、〇〇〇円
大学院学生	三〇、〇〇〇円
研究生及び科目等履修生	九、八〇〇円

2 編入学、再入学又は転学に係る学部学生に関する入学検定料の額は、前項の規定にかかわらず、三万円とする。

3 出願書類等による選抜(以下この項及び次条において「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項及び次条において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の学部学生に関する入学検定料の額については、第一項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は四千元とし、第二段階目の選抜に係る額は一万三千元とする。

4 入学検定料は、入学願書を受理するときに徴収する。
(授業料等の不還付)

第五条 既に徴収した授業料、入学料及び入学検定料は、還付しない。ただし、知事は、前条第三項に規定する場合において、第一段階目の選抜で不合格になった者に対して、第二段階目の選抜に係る入学検定料に相当する額を還付する。

(授業料等の減免)
第六条 知事は、天災、死亡、休学その他の特別な事情があると認める場合は、授業料又は入学料を減額し、又は免除することができる。
(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第三条から第六条まで及び次項の規定は、同年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十六年十二月三十一日前に山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例(平成九年山梨県条例第四十七号)第三条の規定により徴収された入学料であつて、

平成十七年四月一日に山梨県立看護大学に入学を許可される者に係るものは、第三条の規定により徴収された入学料とみなす。

上野原市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十八号

上野原市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

第一条 山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県北都留郡上野原町」を「山梨県上野原市」に改める。
(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県富士北麓・東部地域振興局の項、同条第三項の表山梨県富士北麓・東部地域振興局の項、同条第四項の表山梨県富士北麓・東部地域振興局の項及び同条第五項の表山梨県富士北麓・東部地域振興局の項中「及び大月市」を、「大月市及び上野原市」に改め、同条第十一項の表大月林務環境部の項中「秋山村」を削り、「及び大月市」を、「大月市及び上野原市」に改め、同表大月林務環境部の項中「秋山村」を削り、同表大月建設部の項中「及び大月市」を、「大月市及び上野原市」に改める。

第六条の表山梨県都留児童相談所の項中「及び大月市」を、「大月市及び上野原市」に改める。

第八条の表山梨県吉田保健所の項中「(秋山村を除く。)」を削り、同表山梨県大月保健所の項中「南都留郡のうち秋山村」を削り、「及び大月市」を、「大月市及び上野原市」に改める。

第十一条の表山梨県東部家畜保健衛生所の項及び第十三条の表山梨県北都留農業改良普及センターの項中「及び大月市」を、「大月市及び上野原市」に改める。

附則に次の一項を加える。
12 平成十七年二月十三日から同年三月三十一日までの間における都留建設部、大月建設部、山梨県南都留農業改良普及センター及び山梨県北都留農業改良普及センターの所管区域については、第二条第十一項及び第十三条の規定にかかわらず、第二条第十一項の表都留建設部の項中「及び都留市」とあるのは、「都留市及び上野原

市（旧秋山村の区域に限る。）と、同表大月建設部の項中「上野原市」とあるのは、「上野原市（旧秋山村の区域を除く。）」と、第十三条の表山梨県南都留農業改良普及センターの項中「及び都留市」とあるのは、「都留市及び上野原市（旧秋山村の区域に限る。）」と、同表山梨県北都留農業改良普及センターの項中「上野原市」とあるのは、「上野原市（旧秋山村の区域を除く。）」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正）

第三条 山梨県流域下水道の設置に関する条例（昭和六十一年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表桂川流域下水道の項中「西桂町 上野原町」を「上野原市 西桂町」に改める。

（山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正）

第四条 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例（昭和六十二年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「北都留郡上野原町」を「上野原市」に改める。

第十一条第一項中「上野原町」を「上野原市」に改める。

（山梨県屋外広告物条例の一部改正）

第五条 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一北都留郡の項を削る。

（山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第六条 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第五項中「大月市」を「大月市 上野原市」に改め、「上野原町」を削り、同表第二十四項中「身延町 忍野村 上野原町」を「上野原市 身延町 忍野村」に改める。

（山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正）

第七条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例（平成十五年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「笛吹市」を「笛吹市 上野原市（旧秋山村の区域を除く。）」に改め、「上野原町」を削る。

附則

この条例は、平成十七年二月十三日から施行する。

山梨市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四十九号

山梨市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「東山梨郡牧丘町」を「山梨市」に、「東山梨郡三富村」を「山梨市」に改める。

（山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県流域下水道の設置に関する条例（昭和六十一年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表峡東流域下水道の項中「笛吹市 牧丘町」を「笛吹市」に改める。

（山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正）

第三条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例（平成十五年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「山梨市」を「山梨市（旧牧丘町及び旧三富村の区域を除く。）」に改める。

附則

この条例は、平成十七年三月二十二日から施行する。

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十号

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例（昭和二十三年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第二条第

一項の「を削り、「合併」の下に、「二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること」で市町村の数の減少を伴うものをいう。」を加え、「市町村の合併」というを「同じ」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十一号

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県薬事法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

<p>十八 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第五百三十五号。以下、「改正政令」という。）附則第九条の規定による薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号。以下、「改正法」という。）</p> <p>（第二条の施行前においても申請を行うことができる）とされる改正政令（第一条の規定による改正後の政令（以下、「新政令」という。）第八十条第一項第一号及び第二項第一号の規定に基づく改正法第二条の規定による改正後の法（以下、「新法」という。））</p> <p>（第十二条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可申請手数料</p>	<p>イ 医薬品の製造販売業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 第一種医薬品の製造販売業の場合（③に掲げる場合を除く。） 十三万七千二百円</p> <p>(2) 第二種医薬品の製造販売業の場合（③に掲げる場合を除く。） 十二万七千二百円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の場合 七千三百円</p>
--	---	---

<p>ロ 医薬部外品の製造販売業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 政令第一条の二の第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品の製造販売業の場合 八万九千四百円</p> <p>(2) (1)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造販売業の場合 五万八千九百円</p>	<p>ハ 化粧品の製造販売業の許可の申請に係る審査 五万八千九百円</p> <p>ニ 医療機器の製造販売業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 第一種医療機器の製造販売業の場合 十三万七千二百円</p> <p>(2) 第二種医療機器の製造販売業の場合 十二万七千二百円</p> <p>(3) 第三種医療機器の製造販売業の場合 八万九千</p>
---	---

<p>十九 改正政令附則第九条の規定による改正法第二条の施行前においても申請を行うことができる」とされる新法第三号の規定に基づく新法第十三条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可申請手数料</p>	<p>千四百円</p>
<p>イ 医薬品の製造業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 無菌医薬品（無菌化された医薬品をいい、体外診断用医薬品を除く。二十一の項において同じ。）の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)に掲げる場合を除く。） 八万七千円</p> <p>(2) (1)に規定する医薬品以外の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)及び(6)に掲げる場合を除く。） 六万九千四百円</p> <p>(3) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造工程のうち包装、表示又は保管（以下この項及び二十一の項において「包装等」という。）のみを行う場合 四万六千円</p>	<p>(4) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造工程の全部又は一部を行う場合（(5)及び(6)に掲げる場合を除く。） 六万九千四百円</p> <p>(5) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造工程のうち包装等のみを行う場合 四万六千円</p> <p>(6) 薬局製造販売医薬品の製造を行う場合 一万千円</p> <p>ロ 医薬部外品の製造業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 無菌医薬部外品（無菌化された医薬部外品をいう。二十一の項において同じ。）の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)に掲げる場合を除く。） 四万九千九百円</p> <p>(2) (1)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)に掲げる</p>	

る場合を除く。
 百円
 (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 二万五千四百円
 八 化粧品製造業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (2)に掲げる場合を除く。
 三万四千八百円
 (2) 化粧品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 二万五千四百円
 二 医療機器の製造業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (1) 滅菌医療機器(製造工程において滅菌される医療機器をいう。二十一の項において同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3)に掲げる場合を除く。
 八万七千

二十 改正政令附則第九条の規定による改正法第二条の施行前においても申請を行うことができることとされる新法第五号の規定に基づく新法第十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認の申請に対する審査

医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認申請手数料

イ 医薬品の製造販売の承認の申請に係る審査 次に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (1) 医師若しくは歯科医師によつて使用され又はこれらの者の処方せん若しくは指示によつて使用されることを目的とする医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。(1) 十九万五千二百円
 (2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。(1) 三万四千五百円
 (3) 薬局製造販売医薬品 九十円
 (4) (1)から(3)まで

(2) 円
 (1)に規定する医療機器以外の医療機器の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3)に掲げる場合を除く。
 (3) 医療機器の製造工程のうち包装等のみを行う場合 四万六千円

<p>二十一 改正政令附則第九条の規定による改正法第二条の施行前においても申請を行うことができることとされる新政法第八十条第二項第七号の規定に基づく新法第十四条第六項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査又は新法第八十条第一項に規定する輸出用の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査</p>	<p>医薬品、医薬部外品若しくは医療機器又は輸出用の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査手数料</p>	<p>イ 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 四万六千七百円 (2) (1) に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 三万九千九百円 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円</p>
<p>イ 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 四万六千七百円 (2) (1) に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 三万九千九百円 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円</p>	<p>イ 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 四万六千七百円 (2) (1) に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 三万九千九百円 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円</p>	<p>イ 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 四万六千七百円 (2) (1) に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 三万九千九百円 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円</p>
<p>イ 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 四万六千七百円 (2) (1) に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 三万九千九百円 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円</p>	<p>イ 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 四万六千七百円 (2) (1) に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 三万九千九百円 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円</p>	<p>イ 医薬品又は輸出用の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 四万六千七百円 (2) (1) に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3) に掲げる場合を除く。 三万九千九百円 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円</p>

第二条 山梨県薬事法関係手数料条例の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

<p>二十二 改正法附則第十七条第二項の規定による改正法第二条の規定の施行前においても許可の手続を行うことができる」とされる新法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査</p>	<p>高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料</p>	<p>二万九千円</p>
		<p>八 医療機器又は輸 出用の医療機器に 係る適合性調査 次に掲げる場合の 区分に応じ、それ ぞれ次に定める金 額 (1) 滅菌医療機器 の製造工程の全 部又は一部を行 う場合(3)に掲 げる場合を除く 。 四万六千 七百円 (2) (1)に規定する 医療機器以外の 医療機器の製造 工程の全部又は 一部を行う場合 (3)に掲げる場 合を除く。 三 万三千九百円 (3) 医療機器の製 造工程のうち包 装等のみを行う 場合 一万六千 五百円</p>

事 務	手数料の名称	金 額
<p>一 法第四条第一項の規 定に基づく薬局開設の 許可の申請に対する審 査</p>	<p>薬局開設許可 申請手数料</p>	<p>二万九千円</p>
<p>二 法第四条第二項の規 定に基づく薬局開設の 許可の更新の申請に対 する審査</p>	<p>薬局開設許可 更新申請手 数料</p>	<p>一万千円</p>
<p>三 政令第八十条第一項 第一号及び第二項第一 号の規定に基づく法第 十二条第一項に規定す る医薬品、医薬部外品 、化粧品又は医療機器 の製造販売業の許可の 申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬 部外品、化粧 品又は医療機 器の製造販売 業許可申請手 数料</p>	<p>イ 医薬品の製造販売業の許可の申請 に係る審査 次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品の製造販売業の場 合(3)に掲げる場合を除く。 十 三万七千二百円 (2) 第二種医薬品の製造販売業の場 合(3)に掲げる場合を除く。 十 二万七千二百円 (3) 薬局製造販売医薬品の製造販売 業の場合 七千三百円 ロ 医薬部外品の製造販売業の許可の 申請に係る審査 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定める金 額 (1) 政令第二十条第二項の規定によ り厚生労働大臣が指定する医薬部 外品の製造販売業の場合 八万九 千四百円 (2) (1)に規定する医薬部外品以外の 医薬部外品の製造販売業の場合 五万八千九百円 ハ 化粧品の製造販売業の許可の申請 に係る審査 五万八千九百円 ニ 医療機器の製造販売業の許可の申 請に係る審査 次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器の製造販売業の 場合 十三万七千二百円 (2) 第二種医療機器の製造販売業の</p>

<p>四 政令第八十条第一項第一号及び第二項第一号の規定に基づく法第十二条第二項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>イ 医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品の製造販売業の場合(3)に掲げる場合を除く。 十二万六千円 (2) 第二種医薬品の製造販売業の場合(3)に掲げる場合を除く。 十一万八千八百円 (3) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の場合 四千七百円 口 医薬部外品の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 政令第二十條第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品の製造販売業の場合 七万九千円 (2) (1)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造販売業の場合 五万二千六百円 八 化粧品の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 五万二千六百円 二 医療機器の製造販売業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器の製造販売業の場合 十二万六千円 (2) 第二種医療機器の製造販売業の場合 十一万八千八百円 (3) 第三種医療機器の製造販売業の場合 七万九千円</p>
<p>五 政令第八十条第一項第二号及び第二項第三</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品</p>	<p>イ 医薬品の製造業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応</p>
<p>号の規定に基づく法第十三条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可の申請に対する審査</p>		
<p>品又は医療機器の製造業許可申請手数料</p>		
<p>じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品(無菌化された医薬品をいい、体外診断用医薬品を除く。次項、七の項、十の項及び十一の項において同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 八万七千円 (2) (1)に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)及び(6)に掲げる場合を除く。 六万九千四百円 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装、表示又は保管(以下この項、次項、七の項、十の項及び十一の項において「包装等」という。)のみを行う場合 四万六千円 (4) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程の全部又は一部を行う場合(5)及び(6)に掲げる場合を除く。 六万九千四百円 (5) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 四万六千円 (6) 薬局製造販売医薬品の製造を行う場合 一万千円 口 医薬部外品の製造業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬部外品(無菌化された医薬部外品をいう。次項、七の項、十の項及び十一の項において同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 四万九千九百円 (2) (1)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 三万四千八百円 (3) 医薬部外品の製造工程のうち包</p>		

六 政令第八十条第一項第二号及び第二項第三号の規定に基づく法第十三条第三項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可の更新の申請に対する審査

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可更新申請手数料

装等のみを行う場合 二万五千四百円

八 化粧品の製造業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う場合(2)に掲げる場合を除く。 三万四千八百円

二 化粧品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 二万五千四百円

二 医療機器の製造業の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 滅菌医療機器(製造工程において滅菌される医療機器をいう。次項、七の項、十の項及び十一の項において同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 八万七千円

(2) (1)に規定する医療機器以外の医療機器の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 六万九千四百円

(3) 医療機器の製造工程のうち包装等のみを行う場合 四万六千円

イ 医薬品の製造業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 五万八千七百円

(2) (1)に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)及び(6)に掲げる場合を除く。 四万七千六百円

(3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 三万三千元

(4) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程の全部又は一部

を行う場合(5)及び(6)に掲げる場合を除く。 四万七千六百円

(5) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 三万三千元

(6) 薬局製造販売医薬品の製造を行う場合 五千六百円

ロ 医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 二万六千二百円

(2) (1)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 二万三千七百円

(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 二万四百円

ハ 化粧品の製造業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う場合(2)に掲げる場合を除く。 一万三千七百円

二 化粧品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 二万四百円

二 医療機器の製造業の許可の更新の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 五万八千七百円

(2) (1)に規定する医療機器以外の医療機器の製造工程の全部又は一部を行う場合(3)に掲げる場合を除く。 四万七千六百円

(3) 医療機器の製造工程のうち包装等のみを行う場合 三万三千元

<p>七 政令第八十条第二項第三号の規定に基づく法第十三条第六項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料</p>	<p>イ 医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合(3)に掲げる場合を除く。 七万四千五百円</p> <p>(2) (1)に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合(3)に掲げる場合を除く。 五万六千九百円</p> <p>(3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合 三万三千六百円</p> <p>(4) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程の全部又は一部を行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合(5)に掲げる場合を除く。 五万六千九百円</p> <p>(5) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程のうち包装等のみを行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合 三万三千六百円</p> <p>ロ 医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合(3)に掲げる場合を除く。 三万九千八百円</p> <p>(2) (1)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は</p>
<p>八 政令第八十条第一項第一号及び第二項第五号の規定に基づく法第五</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造</p>	<p>イ 医薬品の製造販売の承認の申請に係る審査 次に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>二 医療機器の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合(3)に掲げる場合を除く。 七万四千五百円</p> <p>(2) (1)に規定する医療機器以外の医療機器の製造工程の全部又は一部を行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合(3)に掲げる場合を除く。 五万六千九百円</p> <p>(3) 医療機器の製造工程のうち包装等のみを行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合 三万三千六百円</p> <p>八 化粧品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に係る審査次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 化粧品等の製造工程の全部又は一部を行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合(2)に掲げる場合を除く。 三万二千七百円</p> <p>(2) 化粧品等の製造工程のうち包装等のみを行う区分に変更し、又は当該区分を追加する場合 二万五千四百円</p>

十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認の申請に対する審査

販売承認申請手数料

- (1) 医師若しくは歯科医師によつて使用され又はこれらの者の処方せん若しくは指示によつて使用されることを目的とする医薬品（次項において「医療用医薬品」という。）であつて(2)及び(3)に掲げる医薬品を除くもの 十九万五千二百円
- (2) 日本薬局方に収められている医薬品（(3)に掲げるものを除く。） 三万四千五百円
- (3) 薬局製造販売医薬品 九十円
- (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 六万九千三百円
- イ 医薬部外品の製造販売の承認の申請に係る審査 三万四千円
- ロ 医療機器の製造販売の承認の申請に係る審査 十万三千三百円

九 政令第八十条第一項第一号及び第二項第五号の規定に基づく法第十四条第九項に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認事項の一部変更承認の申請に対する審査

医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

- イ 医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に係る審査 次に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 九万三千六百円
 - (2) 日本薬局方に収められている医薬品（(3)に掲げるものを除く。） 二万三百円
 - (3) 薬局製造販売医薬品 九十円
 - (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 三万百円
- ロ 医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に係る審査 二万三百円
- ハ 医療機器の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に係る審査 六万三百円

十 政令第八十条第二項第七号の規定に基づく法第十四条第六項（法

医薬品、医薬部外品若しくは医療機器又は

イ 医薬品又は輸出入の医薬品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

第十四条第九項において準用する場合を含む。）に規定する医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査又は法第八十条第一項に規定する輸出入の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査

は輸出入の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査手数料

- (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)に掲げる場合を除く。） 四万六千七百円
- (2) (1)に規定する医薬品以外の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)に掲げる場合を除く。） 三万三千九百円
- (3) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円
- (4) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造工程の全部又は一部を行う場合（(5)に掲げる場合を除く。） 三万三千九百円
- (5) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円
- ロ 医薬部外品又は輸出入の医薬部外品に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)に掲げる場合を除く。） 四万六千七百円
 - (2) (1)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)に掲げる場合を除く。） 三万三千九百円
 - (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 一万六千五百円
- ハ 医療機器又は輸出入の医療機器に係る適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (1) 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う場合（(3)に掲げる場合を除く。） 四万六千七百円
 - (2) (1)に規定する医療機器以外の医療機器の製造工程の全部又は一部

<p>十一 政令第二十一条に定める期間を経過することに行つ政令第八十条第二項第七号の規定に基づく法第十四条第六項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査又は法第八十条第一項に規定する輸出入の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る適合性調査</p>	<p>医薬品、医薬部外品若しくは医療機器又は輸出入の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器に係る定期的適合性調査手数料</p>	<p>イ 医薬品又は輸出入の医薬品に係る定期的適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3)に掲げる場合を除く。 (i) 品目の数が一である場合 九万七千円 (ii) 品目の数が二以上である場合 九万七千円に品目の数が一を乗じて得た額を加算した金額 (2) (1)に規定する医薬品以外の医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3)に掲げる場合を除く。 (i) 品目の数が一である場合 六万八千六百円 (ii) 品目の数が二以上である場合 六万八千六百円に品目の数が一を乗じて得た額を加算した金額 (3) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 (i) 品目の数が一である場合 三万八千三百円 (ii) 品目の数が二以上である場合 三万八千三百円に品目の数が一を乗じて得た額を加算した金額 (4) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程の全部又は一部を行う場合 (5)に掲げる場合を除く。</p>
<p>ロ 医薬部外品又は輸出入の医薬部外品に係る定期的適合性調査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3)に掲げる場合を除く。 (i) 品目の数が一である場合 九万七千円 (ii) 品目の数が二以上である場合 九万七千円に品目の数が一を乗じて得た額を加算した金額 (2) (1)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う場合 (3)に掲げる場合を除く。 (i) 品目の数が一である場合 六万八千六百円 (ii) 品目の数が二以上である場合 六万八千六百円に品目の数が一を乗じて得た額を加算した金額 (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装等のみを行う場合 (i) 品目の数が一である場合 三万八千三百円 (ii) 品目の数が二以上である場合 三万八千三百円に品目の数が一を乗じて得た額を加算した金額 (5) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 (i) 品目の数が一である場合 三万八千六百円 (ii) 品目の数が二以上である場合 六万八千六百円に品目の数が一を乗じて得た額を加算した金額 (3) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造工程のうち包装等のみを行う場合 (i) 品目の数が一である場合 三万八千三百円 (ii) 品目の数が二以上である場合 三万八千三百円に品目の数が一を乗じて得た額を加算した金額</p>		

<p>十三 法第二十四条第二</p>	<p>医薬品販売業 一万千円</p>	<p>十二 法第二十四条第一 項の規定に基づく医薬 品の販売業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>医薬品販売業 許可申請手数 料</p>	<p>八 品目の数が二以上である場合 (ii) 一を 三万八千三百円に品目の数が 乗じて得た額を加算した金額 医療機器又は輸出入の医療機器に 係る定期的適合性調査 次に掲げる 場合の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額 (1) 滅菌医療機器の製造工程の全部 又は一部を行う場合(3)に掲げる 場合を除く。 (i) 品目の数が一である場合 九 万七千円 (ii) 品目の数が二以上である場合 九万七千円に品目の数が一を 超える品目の数に二千円を乗 じて得た額を加算した金額 (2) (1)に規定する医療機器以外の医 療機器の製造工程の全部又は一部 を行う場合(3)に掲げる場合を除 く。 (i) 品目の数が一である場合 六 万八千六百円 (ii) 品目の数が二以上である場合 六万八千六百円に品目の数が 一を 超える品目の数に千円を乗 じて得た額を加算した金額 (3) 医療機器の製造工程のうち包装 等のみを行う場合 (i) 品目の数が一である場合 三 万八千三百円 (ii) 品目の数が二以上である場合 三万八千三百円に品目の数が 一を 超える品目の数に三百円を 乗じて得た額を加算した金額</p>																
<p>十九 法第三十九条第四 項の規定に基づく高度 管理医療機器等の販売 業又は賃貸業の許可の 申請に対する審査</p>	<p>高度管理医療 機器等の販売 業又は賃貸業 許可申請手数 料</p>	<p>一万千円</p>	<p>十八 法第三十九条第一 項の規定に基づく高度 管理医療機器等の販売 業又は賃貸業の許可の 申請に対する審査</p>	<p>高度管理医療 機器等の販売 業又は賃貸業 許可申請手数 料</p>	<p>二万九千円</p>	<p>十七 法第三十三条第一 項の規定に基づく医薬 品の配置販売業者又は その配置員に対する配 置販売従事者の身分証 明書の再交付</p>	<p>配置販売従事 者身分証明書 再交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>	<p>十六 法第三十三条第一 項の規定に基づく医薬 品の配置販売業者又は その配置員に対する配 置販売従事者の身分証 明書の書換え交付</p>	<p>配置販売従事 者身分証明書 書換え交付手 数料</p>	<p>二千円</p>	<p>十五 法第三十三条第一 項の規定に基づく医薬 品の配置販売業者又は その配置員に対する配 置販売従事者の身分証 明書の交付</p>	<p>配置販売従事 者身分証明書 交付手数料</p>	<p>七千円</p>	<p>十四 法第二十六条第三 項ただし書の規定に基 づく医薬品の販売又は 授与の相手方の変更の 許可の申請に対する審 査</p>	<p>医薬品の販売 先等変更許可 申請手数料</p>	<p>七千円</p>	<p>項の規定に基づく医薬 品の販売業の許可の更 新の申請に対する審査</p>	<p>許可更新申請 手数料</p>	

更新の申請に対する審査	手数料	
二十 政令第八十条第二項第三号の規定に基づく法第四十条の第二項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器の修理業許可申請手数料	六万九千四百円
二十一 政令第八十条第二項第三号の規定に基づく法第四十条の第二項に規定する医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器の修理業許可更新申請手数料	四万七千六百円
二十二 政令第八十条第二項第三号の規定に基づく法第四十条の第二項に規定する医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器の修理業修理区分変更又は追加許可申請手数料	一万七千五百円
二十三 政令第五条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証書換え交付手数料	二千円
二十四 政令第六条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証再交付手数料	二千九百円
二十五 政令第十二条第一項（政令第五十五条において準用する場合	医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医	二千円

を含む。）の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医療機器の製造業又は医療機器の修理業許可証書換え交付手数料	
二十六 政令第十三条第一項（政令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業許可証再交付手数料	二千九百円
二十七 政令第四十五条第一項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証又は高度管理医療機器等の販売若しくは賃貸業の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業許可証書換え交付手数料	二千円
二十八 政令第四十六条第一項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業許可証再交付手数料	二千九百円

附 則

第一条の規定は平成十七年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

山梨県営病院事業の設置等に関する条例及び山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十二号

山梨県営病院事業の設置等に関する条例及び山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例

(山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県営病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号(一)を次のように改める。

(一) 一般病 床 六百六十九床

第三条第二項第一号に次のように加える。

(三) 感染症病床 二床

(山梨県営病院諸収入条例の一部改正)

第二条 山梨県営病院諸収入条例(昭和四十年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表を次のように改める。

区 分	加 算 額
一 A 室入院料	一日につき二一、〇〇〇円(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第八号に規定する資産の譲渡等(次項から四の項までにおいて「助産に係る資産の譲渡等」といふ。)に該当するものにあつては、二〇、〇〇〇円)
二 B 室入院料	一日につき七、五六〇円(助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、七、二〇〇円)
三 C 室入院料	一日につき六、三〇〇円(助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、六、〇〇〇円)
四 D 室入院料	一日につき一、八九〇円(助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、一、八〇〇円)

附 則

第一条の規定は平成十七年三月十三日から、第二条の規定は同月十四日から施行する。

山梨県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第五十三号

山梨県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

山梨県クリーニング業法施行条例(平成十二年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(営業者の衛生措置等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「法」を「クリーニング所に係る法」に改め、同条第二号中「洗い場」を「洗場」に改め、同条第三号中「仕上げ場」を「仕上場」に改め、同条に次の一項を加える。

2 業務用の車両に係る法第三条第三項第六号に規定する必要な措置は、次のとおりとする。

一 法第三条第三項第五号の規定により消毒を要する洗濯物は、ふた付きの容器に収納すること。

二 洗濯物を区分して収納するために必要な容器を適当数設けるとともに、容器を随時消毒すること。

三 ねずみ、昆虫等による洗濯物の汚染を防止する措置を講ずるとともに、必要に応じて業務用の車両内の消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。

四 法第九条に規定する業務(洗濯物の受取及び引渡し)の業務に限る。(一)に従事する者(次号において「受取等業務従事者」といふ。)が結核又は皮膚疾患にかかったときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示に従うこと。

五 知事が受取等業務従事者の結核、皮膚疾患等の健康診断の受診を指示したときは、その指示に従うこと。

第四条第一項中「の開設者」を「又はクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗(次項において「無店舗取次店」といふ。)の営業者」に改め、同条第二項中「の開設者」を「又は無店舗取次店の営業者」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十四号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県韭崎警察署の項中

「甲斐市のうち
 竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、宇
 津谷、下今井、岩森及び志田
 北巨摩郡のうち
 須玉町及び明野村
 」を
 「北
 甲

に改め、同表山梨県長坂警察署の項を次のよう

杜市のうち
 明野町及び須玉町
 斐市のうち
 竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、宇
 津谷、下今井、岩森及び志田
 に改める。

山梨県長坂警察署	北杜市
	北杜市のうち 高根町、長坂町、大泉町、白州町及 び武川町 北巨摩郡

別表山梨県笛吹警察署の項を次のように改める。

	笛吹市のうち 石和町市部、石和町井戸、石和町今 井、石和町上平井、石和町唐柏、石 和町川中島、石和町窪中島、石和町 小石和、石和町河内、石和町砂原、 石和町下平井、石和町中川、石和町 八田、石和町東油川、石和町東高橋 、石和町広瀬、石和町松本、石和町 山崎、石和町四日市場、御坂町井之 上、御坂町大野寺、御坂町尾山、御 坂町金川原、御坂町上黒駒、御坂町 栗合、御坂町国衛、御坂町下黒駒、 御坂町下野原、御坂町蕎麦塚、御坂 町竹居、御坂町藤野木、御坂町夏目 原、御坂町成田、御坂町二之宮、御
--	--

山梨県笛吹警察署	笛吹市
	坂町八千蔵、一宮町新巻、一宮町石 、一宮町市之蔵、一宮町一ノ宮、一 宮町金沢、一宮町金田、一宮町上矢 作、一宮町神沢、一宮町北野呂、一 宮町北都塚、一宮町狐新居、一宮町 国分、一宮町小城、一宮町塩田、一 宮町下矢作、一宮町地藏堂、一宮町 末木、一宮町千米寺、一宮町竹原田 、一宮町田中、一宮町土塚、一宮町 坪井、一宮町中尾、一宮町橋立、一 宮町東新居、一宮町東原、一宮町南 野呂、一宮町本都塚、八代町大間田 、八代町岡、八代町北、八代町高家 、八代町竹居、八代町永井、八代町 奈良原、八代町増利、八代町南、八 代町米倉、境川町石橋、境川町大窪 、境川町大黒坂、境川町大坪、境川 町小黒坂、境川町小山、境川町寺尾 、境川町藤袋、境川町坊ヶ峯、境川 町前間田及び境川町三柵 東八代郡のうち 芦川村

別表山梨県日下部警察署の項中

「東山梨郡のうち
 牧丘町、春日居町及び三富村

」を

笛吹市のうち
 春日居町加茂、春日居町熊野堂、春
 日居町桑戸、春日居町国府、春日居
 町小松、春日居町鎮目、春日居町下
 岩下、春日居町寺本、春日居町徳条
 及び春日居町別田
 東山梨郡のうち
 牧丘町及び三富村

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番